

First Access

GINZA 1-15-7 MAC GINZA BUILDING 3F, CHUO-KU, 104-0061, TOKYO, JAPAN

TEL: +813-5843-6966 FAX: +813-5843-6967 EMAIL: INFO@HYDRO-NET.ORG WEBSITE: [HTTP: HTTP://WWW.HYDRO-NET.ORG](http://WWW.HYDRO-NET.ORG)

2014年7月25日

特定非営利活動法人ファーストアクセス 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人ファーストアクセスの役員報酬に関する事項について定めたものである。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員への報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費は支給することができる。

(補則)

第3条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

以上

賃金規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、従業員（パートタイマー、臨時雇用者を除く）の給与に関する事項を定めたものである。

(給与の支給方法)

第 2 条 給与は、従業員に対して通貨で直接その全額を支払う。

(賃金の計算期間、支給日)

第 3 条 1. 賃金の計算期間は、前月の 1 日より前月の末日までとする。
2. 賃金の支給日は、毎月 15 日とする。ただし、支給日が金融機関の休業日にあたる場合はその前日に繰り上げて支給する。

(賃金の体系)

第 4 条 1. 賃金は、これを基本給、諸手当と割増賃金とに区分し、その体系は、次の通りとする。

- ① 基本給
- ② 諸手当
 - ア 通勤手当
 - イ 功労手当
 - ウ 特別功労手当（一時的手当）
- ③ 割増賃金
 - ア 時間外勤務手当
 - イ 深夜勤務手当
 - ウ 休日勤務手当

(賃金からの控除項目)

第 5 条 会社は、次に掲げるものを従業員の毎月の賃金から控除する。

- ① 源泉徴収税
- ② 住民税
- ③ 健康保険、厚生年金保険及び介護保険の保険料の被保険者負担分
- ④ 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- ⑤ その他労使協定で定めるもの

(基本給)

第 6 条 基本給は、本人の年齢・技能・経験・職能を重視して決定する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、居住場所より通勤のため公共交通機関を利用する者に対して、会社がその利用を認める交通機関の1ヶ月分の通勤定期代相当額を、当月の賃金の支給日に支給する。ただし、通勤手当に上限を定める場合がある。

(功労手当)

第8条 会社代表者がその従業員の功績や功労を認めた場合に社長賞として支給する。

(特別功労手当)

第9条 国又は行政機関から助成金として支給される、あくまで一時的な手当として支給する。

(平均所定労働時間と平均所定労働日数)

第10条 1ヶ月平均所定労働日数及び1ヶ月平均所定労働時間は、次の通りとする。

$$1 \text{ ヶ月平均所定労働日数} = \frac{\text{その年度の年間所定労働日数}}{12 \text{ ヶ月}}$$

$$1 \text{ ヶ月平均所定労働時間} = \frac{\text{その年度の年間所定労働時間数}}{12 \text{ ヶ月}}$$

(1時間あたりの算定基礎額)

第11条 勤務1時間あたりの算定基礎額とは、次の通りとする。

(ただし、時間外勤務手当の計算にあたり通勤手当は含まない)

$$\frac{\text{基本給} + \text{諸手当}}{1 \text{ ヶ月の平均所定労働時間}}$$

(時間外勤務手当)

第12条 1. 所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられ、従業員がその勤務に服した場合には、次の計算により時間外勤務手当を支給する。

第11条で算出した勤務1時間あたりの算定基礎額×時間外勤務時間

×1.25

2. 業務の都合、その他やむを得ない事情により通常の始業時刻前又は終業時刻後に勤務に服した場合でも、就業規則第16条に定める所定労働時間を超えない限り前項に定める時間外勤務手当は支給しない。

(1ヶ月単位の変形労働時間制適用者の時間外勤務手当)

第13条 1ヶ月単位の変形労働時間制を採用される従業員の割増賃金は、以下のように集計し、計算する。

①1日について

- ・8時間を超える時間を定めた日は、その時間を超えて労働させた時間
- ・上記以外の日は、8時間を超えて労働させた日

②1週間について

- ・40時間を超える時間を定めた週は、その時間を超えて労働させた時間
- ・上記以外の日は、40時間を超えて労働させた日、ただし、1日について時間外労働になる時間を除く

③変形期間(1ヶ月以内の、その期間)

- ・変形期間における法定労働時間の総枠(法定労働時間×対象期間÷7)を超えて労働させた時間(1日及び1週間について時間外労働になる時間を除く)

《上記算式による1ヶ月の法定労働時間の総枠》

1ヶ月の歴日数(日)	労働時間の総枠(時間)
28	160.0
29	165.7
30	171.4
31	177.1

(深夜勤務賃金)

第13条 従業員が午後10時より午前5時までの深夜に勤務に服した場合には、次の計算により深夜勤務手当を支給する。

第11条で算出した勤務1時間あたりの算定基礎額×時間外勤務時間

×0.25

(休日勤務手当)

第14条 所定休日に勤務することを命ぜられ従業員がその勤務に服した場合には、次の計算により休日勤務手当を支給する。

① 就業規則第17条に規定されている4週4日を超える法定外休日勤務に服した場合

第11条で算出した勤務1時間あたりの算定基礎額×休日勤務時間

ただし、上記の休日勤務に服した結果、当該週の総労働時間が40時間を超えた場合、次の手当を休日勤務手当に加算する。

第 11 条で算出した勤務 1 時間あたりの算定基礎額

×40 時間を超えた時間×0.25

- ② 就業規則第 17 条に規定されている 4 週 4 日の法定休日に休日勤務に服した
場合

第 11 条で算出した勤務 1 時間あたりの算定基礎額×休日勤務時間

×1.35

(賃金改定)

- 第 15 条 1. 賃金改定(昇給・マイナス昇給)は、原則として毎年雇い入れ後 1 年を経過する
ごとに行う。ただし、会社業績の著しい低下その他やむを得ない事由がある
場合には、賃金改定の時期を変更し又は賃金改定を行わないことがある。
2. 前項のほか、特別に必要な場合は、臨時に賃金改定を行うことがある。
3. 賃金改定は、従業員の人事考課による評価を考慮して各人ごとに決定する。

(臨時昇給)

第 16 条 臨時昇給は、次に該当する者について昇給の必要があると認めた場合に支給
する。

- ① 特に功労のあった者
- ② 他の者と比較して著しく不均衡なとき

(欠勤・遅刻・早退等の取り扱い)

第 17 条 1. 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、第 11 条に定める 1 時間
あたりの算定基礎額に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた
額を本来支給されるべき賃金額から差し引くものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、一賃金計算期間に 4 日以上欠勤がある場合は、以下
の計算式により算出された額を支給する。

第 11 条に定める 1 時間あたりの算定基礎額×所定労働時間×出勤日数

3. 住宅手当、通勤手当は一賃金計算期間に 4 日以上欠勤がある場合は、以下の計
算式により算出された額を支給する。

(1 ヶ月に支給される手当の額÷1 ヶ月の平均所定労働日数)

×実際の出勤日数

(中途入社及び退職・解雇された従業員の取扱い)

第 18 条 1. 賃金の計算期間中において、途中入社あるいは退社・解雇された者に対して
は以下の計算式により算出された額を支給する。ただし算出された額がその
者の 1 ヶ月の所定賃金より多くなる場合は所定賃金を支給する。

- 第 11 条に定める 1 時間あたりの算定基礎額×所定労働時間×出勤日数
2. 住宅手当、通勤手当は、以下の計算式により算出された額を支給する。

(1 ヶ月に支給される手当の額÷1 ヶ月の平均所定労働日数)

×実際の出勤日数

(休暇等における賃金の取扱い)

- 第 19 条 1. 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
2. 産前産後の休業期間、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業及び介護休業の期間、育児時間、生理日の休暇の期間は無給とする。
3. 特別休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
4. 休職期間中は、賃金を支給しない。なお、休職期間中の社会保険料（健康保険・厚生年金保険・介護保険）は、会社で立て替えるものとし、休職期間満了時に精算の上、会社に支払うものとする。

(賞与)

- 第 20 条 賞与は原則として、7 月及び 12 月の年 2 回支給する。

First Access

GINZA 1-15-7 3F, CHUO-KU, 104-0061, TOKYO, JAPAN

TEL: +813-5843-6966 FAX: +813-5843-6967 EMAIL: INFO@HYDRO-NET.ORG WEBSITE: HTTP: [HTTP://WWW.HYDRO-NET.ORG](http://www.hydro-net.org)

2017年6月30日

認定 NPO 法人 ファーストアクセス 給与規定

(目的)

第1条 この規程は、認定 NPO 法人 ファーストアクセス(以下「FA」という)の事務局職員(以下「職員」という)の給与・賞与等に関する事項について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、職員として正式に採用された者に対して適用する。

(給与等の定義)

第3条 この規程で給与とは、労働の対価として職員に支払われるものをいう。

(均等待遇)

第4条 職員の国籍、信条、又は社会的身分を理由として、給与において差別的取扱いをすることはしない。

(給与の決定)

第5条 給与は職員の勤務形態に応じて、理事長がこれを定めるものとする。但し、決定後、理事会に報告するものとする。

(給与計算期間及び締切日)

第6条 給与計算期間は、毎月1日から同月末日までとし、末日を締切日とする。

(給与の支払日)

第7条 給与は翌月25日に支払う。但し、支払日が日曜日のときはその前々日、土曜日・祝日など銀行が休日のときはその前日に支払う。

(給与の支払方法)

第8条 給与は、職員が指定した本人名義の預貯金口座へ振り込むことによって支払う。

2 口座振り込みを希望する職員は、所定の手続きにより、給与の振り込みを受ける預貯金の口座を FA に届け出なければならない。

(給与からの控除)

第9条 給与の支払いに当たって、次に掲げる各号のものを控除する。

(1) 給与所得税及び住民税

First Access

GINZA 1-15-7 3F, CHUO-KU, 104-0061, TOKYO, JAPAN

TEL: +813-5843-6966 FAX: +813-5843-6967 EMAIL: INFO@HYDRO-NET.ORG WEBSITE: HTTP: [HTTP://WWW.HYDRO-NET.ORG](http://WWW.HYDRO-NET.ORG)

(2) 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の保険料

(日割単価・時間単価の計算及び端数処理)

第10条 日割・時間単価は、理事会がこれを定めることとする。

2 遅刻・早退の時間計算は、30分単位で行うものとし、その端数処理は次に掲げる各号のとおりとする。

(1) 30分以上の遅刻及び早退があった場合は、30分単位で給与減額を行う

(2) 30分以下の遅刻及び早退は30分とみなす

(3) 遅刻及び早退の合計時間が1時間に達したときは、1時間に達した当該月の給料から時間給与の減額を行う

(4) その他、本規程に定めのない事項については、各関係法令の例により、理事会がこれを定める

(時間外・休日勤務手当)

第11条 所定労働時間を超えて勤務することを命じた職員又は所定休日に勤務することを命じた職員には、理事会で定めた手当を支給しなければならない。

2 前項の分単位の時間外・休日手当の支給は、前条第2項の例によるものとする。

(交通費)

第11条の2 職員の交通費は、実費を支給するものとする。但し、月額1万円を限度とする。

(非常時払い)

第12条 FA は、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合の費用に充てるため、職員の請求により給与支払日前であっても給与計算期間のうち既に働いた日数の給与を可及的速やかに理事長の認めるところにより支払うことができる。

(1) 職員の出産、疾病に伴う費用及び災害を受けた場合の費用

(2) 職員の収入によって生計を維持する者が出産し若しくは疾病にかかり、又は災害を受けた場合の費用

(3) 職員若しくはその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡したときの費用

(4) 職員又はその収入によって生計を維持する者が、やむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷する場合の費用

(5) 前各号のほか、やむを得ない事情があると理事会が認めた場合の費用

First Access

GINZA 1-15-7 3F, CHUO-KU, 104-0061, TOKYO, JAPAN

TEL: +813-5843-6966 FAX: +813-5843-6967 EMAIL: INFO@HYDRO-NET.ORG WEBSITE: [HTTP: HTTP://WWW.HYDRO-NET.ORG](http://WWW.HYDRO-NET.ORG)

(退職時の給与の支払)

第13条 職員が死亡し、又は退職した場合の当該給与計算期間の給与について、第7条の規定にかかわらず、本人又は遺族から請求があった場合は、未払いの給与を7日以内に支払うことができる。

(遺族の範囲)

第14条 死亡退職により給与を支払う場合の遺族の範囲及び順位は、労働基準法施行規則第42条から第45条における相続権者及び相続順位とする。

(有給休暇の取扱い)

第15条 年次有給休暇、慶弔休暇、産前産後休暇の有給休暇を認める。

(その他の休暇等の取扱い)

第16条 病気休暇、産前産後休暇、母子保健管理のための休暇、生理休暇、育児休暇、介護休暇の無給休暇等を与える。

(業務上疾病等による休業の取扱い)

第17条 業務上の傷病又は通勤災害により休業した者は、労働基準法及び労働者災害補償保険法の定めによって保険給付を受けるものとする。

2 その他本規程に定めのない事項については、各関係法令の例により理事会がこれを定める。

(休職期間中の取扱い)

第18条 職員の休職期間中は、原則として給与を支給しない。但し、FAの業務の都合による場合及びFAが特別な事情を認めた場合は、理事会の承認を得て給与の全額又は一部を支給することができる。

(昇給)

第19条 職員の昇給は、毎年4月1日に行うこととし、年度当初に理事会がこれを定める。但し、FAの運営状態によっては行わないことがある。

(賞与)

第20条 賞与の支給時期は毎年6月と11月の2回とする。但し、FAの運営状態によっては行わないことがある。

2 基礎支給率は、理事会がこれを定める。

3 賞与の支給日は、当月分の給与の支給日とし、支給方法等については給与の支給方法の例によりこれを支給する。

4 賞与の受支給者は、支給月までに3ヶ月以上在職した職員に行うものとする。

First Access

GINZA 1-15-7 3F, CHUO-KU, 104-0061, TOKYO, JAPAN

TEL: +813-5843-6966 FAX: +813-5843-6967 EMAIL: INFO@HYDRO-NET.ORG WEBSITE: [HTTP://WWW.HYDRO-NET.ORG](http://WWW.HYDRO-NET.ORG)

5 賞与について、本規程に定めのない事項については、理事会で定める。

附 則

- 1 この規程は 2017 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 第5条第2項(給与)、第10条(日割り単価・時間単価の計算及び端数処理)、第11条(時間外・休日勤務)、第20条(賞与)の規定については、本会の経営状態を勘案して、年度当初に理事会がこれを定めることができる。
- 3 第19条(昇給)については、認定 NPO 法人 ファーストアクセス の経営状態を勘案して、歳出が歳入を超える間には、これを行わないこととする。

認定通知書番号:26 生都地第 1062 号

認定年月日:2014 年 10 月 6 日

認定期間:2014 年 10 月 6 日 至 2019 年 10 月 5 日

東京都中央区銀座 1 丁目 15 番 7 号 3F

特定非営利活動法人ファーストアクセス

理事長 大野 嘉久

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人ファーストアクセス	事業年度	2018年4月1日～2019年3月31日
-----	--------------------	------	----------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
受取寄付金	353,000円
受取利息	4円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	353,004円

(2) 借入金の明細

借入先	金額
(短期借入金)	7,152,814円
	円
	円
	円
	円
合 計	7,152,814円

(3) その他

なし

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ファーストアクセス	チェック欄
<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 従業員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>		✓

イ

区分	項目	役員数		割合		
		①	②	③	⑤	
		最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)	
①	2018年4月1日～2019年3月31日	4人	0人	0%	0人	0%
②	年月日～年月日	人	人	%	人	%
③	年月日～年月日	人	人	%	人	%
④	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑤	年月日～年月日	人	人	%	人	%
⑥	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。

(注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

第3表 (次葉)

ハ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい はい	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

二							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人ファーストアクセス	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		4人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳											
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時	
大野 嘉久		理事		○							2006年3月31日就任
王 菁		理事		○							2013年4月1日就任
山本 理紗子		理事		○							2017年7月1日就任
平間 優		監事		○							2006年3月31日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人ファーストアクセス		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（日本ICS）使用 ルーズリーフ	随時	7年間
仕訳日記帳	会計ソフト（日本ICS）使用 ルーズリーフ	随時	7年間
現金出納帳	表計算ソフト（Excel）使用 ルーズリーフ	随時	7年間
預金出納帳	表計算ソフト（Excel）使用 ルーズリーフ	随時	7年間

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装订帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人ファーストアクセス						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人ファーストアクセス	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意
		<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人ファーストアクセス
-----	--------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
✓							
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有・ 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。							

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

(注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人ファーストアクセス	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		<input checked="" type="checkbox"/>

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input type="radio"/> 無
二	暴力団の構成員等の有無	有・ <input type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	-------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	-------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="radio"/> いいえ
---	--	-------------------------------

添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
------	--	--

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input type="radio"/> いいえ
---	---	-------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・ <input type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input type="radio"/> いいえ